

登録申請 / 登録事項変更の申請手続

登録申請に必要な書類

- 1 登録申請書
- 2 登録免許税領収書（90000 円）（原本）
（札幌北税務署・その他日銀歳入代理店→振込み用紙には札幌北税務署あてとする）
- 3 法人登記簿謄本（原本）
- 4 - 1 検査事務所。検査場所の案内図
- 4 - 2 検査事務所、検査場所の配置図及び平面図（工場寸法のはいたもの）
- 4 - 3 検査事務所、検査場所写真（全体及び工場内を撮影したもの）
- 4 - 4 検査事務所（工場）に関する土地、建物登記簿謄本（原本）又は土地、建物の賃貸契約書（写し）
- 5 検査員名簿及び検査者資格（原本持参又は資格を証明する書面（署での原本確認をうけたもの）、健康保険証の写等検査員が当該事業所に所属していることを証するもの）
- 5 - 1 法54条の3非該当証明書（別添参照）
- 6 検査機器の数（検査機器一覧表）及び仕様と写真
- 7 業務規程（判定基準値表等欄に「定期自主検査指針」「検査判定基準値表」を備える旨記載がある場合は、それぞれの写し。（表紙のみで可）検査証明書は機械の種類に記載した分すべてを添付すること。）
前文が「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第19条の15第3号の規定に基づく「特定自主検査の業務に関する規程」を次のように定める。」となっているか。
- 8 返信用（レターパック）

登録事項変更に必要な書類

【氏名又は名称・住所変更の場合】

- 1 登録事項変更申請書

- 2 法人登記簿謄本（原本）
- 3 登録証（登録証に代表者氏名が記載されている場合のみ）（原本）
- 4 業務規程（業務規程の条項に変更が生じる場合のみ）

※ 住所変更の場合は業務規程に記載している検査事務所の変更がないのか確認の必要がある。



〈検査事務所の変更がある場合〉

業務規程に下記書類を添付する。

- 1 検査事務所案内図
- 2 検査事務所配置図及び平面図（工場寸法のはいつたもの）
- 3 検査事務所写真（全体及び工場内を撮影したもの）
- 4 検査事務所に関する土地，建物登記簿謄本（原本）又は土地，建物の賃貸契約書（写し）

【機械の種類の変更の場合】

- 1 登録事項変更申請書
- 2 業務規程
- 3 登録証（原本）

検査業務廃止する場合の必要書類

- 1 登録証返納届出書
- 2 登録証（原本）

検査事務所を増設する場合の必要書類（登録申請時に準じたもの）

- 1 業務規程
- 2 検査事務所案内図

- 3 検査事務所配置図及び平面図（工場寸法のはいたもの）
- 4 検査事務所に関する土地，建物登記簿謄本（原本）又は土地，建物の賃貸契約書（写し）
- 5 検査事務所写真（全体及び工場内を撮影したもの）
- 6 検査機器の仕様，写真
- 7 検査者選任報告書（原本持参又は資格を証明する書面（署での原本確認をうけたもの））

法人の全部譲渡，相続，合併により検査業務を引き継ぐ，継がせる場合の 必要書類

- 1 検査業者承継届出及び登録事項変更等申請書（引き継ぐ法人が申請）
- 2 法人登記簿等の承継の理由を称する書面（合併の場合，登記簿謄本）
- 3 安衛法 54 条の 3 の申立書（役員全員分）
- 4 引き継がれた場合には，登録証（原本）

問合せ先 011-709-2311(内線3553) 北海道労働局 安全課 安全専門官

労働安全衛生法第54条の3第2項の非該当について

当法人及び役員は労働安全衛生法またはこれに基づく命令に違反して 処罰を受けたことはありません。

令和 年 月 日

事業場名 _____ 印 _____

役職及び氏名

_____ 印

_____ 印

_____ 印





北海道労働局長 殿